

平成 28 年 1 月 23 日

転院、紹介状について

この度、黒江先生の作成、監修により患者様の転院フォーマットが出来上がりました。私、土井が皆様に周知するように拝命いたしましたので、ご報告いたします。

顎顔面矯正を施術している患者様が、引っ越し等で転院の必要性が生じた場合、同じような症例の診かた、治療方針、治療法で、続けて治療が受けられるようにというのが黒江先生の考え方です。

患者様から転居の報告があると、現実には様々な問題が生じます。治療を開始された患者様が転居によって問題が生じることのないように、黒江先生と何度かお話しさせて頂き、ガイドラインを決めましたので皆様に報告させていただきます。

患者様の希望で治療を継続したいとの申し出があった場合、転居先に紹介できる医院があるのか、紹介状の書き方や治療費の問題が出てきます。

紹介先の医院は、本サイト内に名簿があるので検索して貰うとよいでしょう。或いは、デンタリードに電話して尋ねてもらっても結構です。最近受講された先生で、このような趣旨に賛同していただける方は登録をお願いします。

紹介状の書き方については、黒江先生に作成して頂いたものをアップしておりますので、ダウンロードして使ってください。

転院に伴う治療費の扱いについては、返金等に関する黒江先生の案をお伝えします。

治療を開始したら	5 割返金
1 年以内なら	3 割返金
1 年以上なら	患者様と相談して決める

*相談の時点で、半年以内の転居が予想される場合、治療の開始は保護者と慎重に検討する。

以上が黒江先生の案です。既に、医院で決めておられるところもあるかも知れませんが、あくまでも参考にしてください。しかし、黒江先生の思いとして、「顎顔面矯正の仲間の中で転医が問題なく行われるために、転医に関する考え方、手続を統一した方が良い」があるようです。患者様から転居の申し出があり、転院先が決定したら、担当される先生とよくよく話し合ってください。

以上、顎顔面矯正治療を施術している患者さんに転院の必要性が生じた場合の案として紹介させて頂きました。

どんぐり小児歯科 土井和弘
株式会社デンタリード 小林達也
矯正歯科くろえクリニック 黒江和斗